

概要版

第2次
高槻市障がい者
基本計画

令和3（2021）年3月



①

計画策定の趣旨

高槻市では、すべての人の人権が尊重され、あらゆる面において差別のない平等な社会を築き上げることを目指して、平成27年3月には「高槻市障がい者基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、障がい者施策を総合的・計画的に推進してきました。

一方で社会経済情勢は絶えず変化を続けており、障がいの重度化・重複化、8050問題を例とした障がい者本人や家族を中心とした主に介護を担う人の高齢化、親なき後の支援、増加が続いている医療的ケア児や発達障がい児への支援の充実、難病患者などさまざまな障がい者への対応の強化が求められています。

また、令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症は、日常生活に大きな影響を与え、感染拡大が収束した後の社会においても、感染リスクの低減を図りながら、地域の活性化や見守り支援の方策を検討するなど、創意工夫した活動が求められることから、国の動向や最新の知見に基づき、感染症の流行への対応を図っていく必要があります。

「第2次高槻市障がい者基本計画」（以下「本計画」という。）は、前計画が令和2年度に終期を迎えることに伴い、後継の計画として策定するものです。

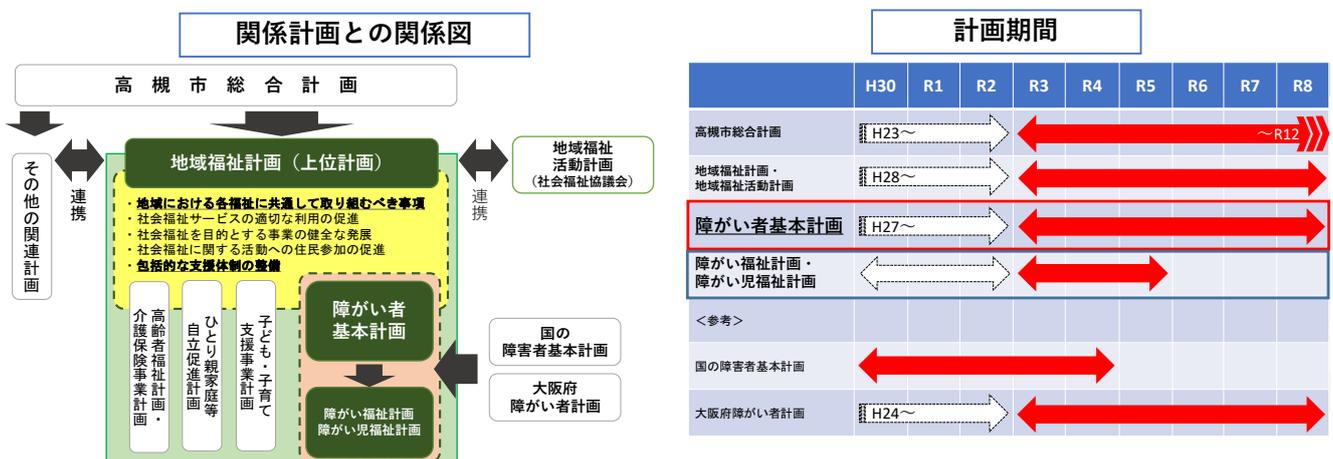
②

計画の位置づけと期間

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、高槻市における障がい者施策の基本的な計画となるものです。

また、本計画は、国の「第4次障害者基本計画」、大阪府の「第5次大阪府障がい者計画」等の内容を十分に踏まえながら、「第6次高槻市総合計画」の具体的な部門別計画として位置づけ、平成30年の改正社会福祉法の施行により福祉分野の上位計画に位置づけられた「第4次高槻市地域福祉計画」をはじめ各分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定し、地域共生社会の実現を目指します。

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とし、社会情勢等を勘案し、必要に応じ見直しを行うこととします。



③

計画の基本理念と施策展開の基本的な方向性

本計画においては、前計画の理念等を継承しつつ、平成30年の改正社会福祉法の施行により福祉分野の上位計画に位置づけられた「第4次高槻市地域福祉計画」や福祉分野の中でも特に関連性の高い「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」との整合・調整を図るため、3計画共通の基本理念を掲げます。

この基本理念は、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創る「地域共生社会」を実現していくために掲げています。

基本理念

**高槻市に住むすべての人々が、夢を育み、
安心して暮らせる 自治と共生のまちづくり**

施策展開の基本的な方向性

1 個人としての尊厳の尊重

障がい者の主体性が尊重され、相談支援の充実、権利擁護・啓発の推進、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実を図ります。

2 地域における生活支援の充実

障がい者が住みなれた地域で安心して生活をおくることができる社会の実現に向け、生活の支援、保健・医療の充実を図ります。

3 自立と社会参加の促進

障がい者が地域で自立した生活ができる社会の実現に向け、教育・育成の充実、雇用・就労、経済的自立の支援、社会参加・交流の促進を図ります。

4 人にやさしいまちづくりの推進

障がい者が安全に生活できる社会の実現に向け、生活環境の充実や生活安全対策の推進を図ります。

基本理念を実現するための施策展開の基本的な方向性については、前計画で掲げた4つの項目のいずれにも引き続き取り組むべき課題があり、国や府の計画の方向性とも一致していることから、前計画の基本的方向性を継承し、本計画でも引き続き掲げます。

④

今後の施策推進に向けた課題

障がい者施策の実施状況、障がい当事者・障がい児者団体に対するアンケート結果などから浮かび上がった課題を、4つの施策展開の基本的方向性に沿って設定する10の施策展開ごとに整理しています。

施策展開の方向性	施策展開	今後の施策推進に向けた課題
個人としての 尊厳の尊重	相談支援の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市全体としての相談支援体制の充実 ○ 制度の狭間にある人への支援、複合的な課題を抱える世帯の多様なニーズへの対応 ○ 相談支援事業所の運営安定化や相談支援専門員数の増加、質の向上 ○ ピア活動(当事者活動)の周知や内容の充実
	権利擁護・ 啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ あらゆる機会を通じた周知・啓発による法制度や障がい者理解の促進 ○ 成年後見制度、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ○ 障がい児者に対する虐待の未然防止、早期発見、早期対応 ○ 障がい者自身による意思決定の支援
	情報アクセシ ビリティの向上 及び意思疎通 支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい特性に応じた情報アクセシビリティの向上 ○ 多様な媒体による防災情報の発信、避難生活における合理的配慮の提供 ○ 手話通訳者の養成、手話や聴覚障がいへの理解
地域における 生活支援の 充実	生活支援の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉計画における利用見込量等に沿った社会資源の整備や人材の確保・育成 ○ グループホームの確保、地域移行後の継続的な相談支援や生活支援の円滑な実施 ○ 各ライフステージに関わるあらゆる分野の連携強化 ○ 発達障がい・高次脳機能障がい・医療的ケア・難病・強度行動障がいのある本人や家族に対する継続的な相談支援、福祉サービス等の支援体制の強化
	保健・医療の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子保健や療育に関する保健、医療、福祉等、専門分野を超えた連携強化 ○ 医療機関における障がい特性の理解の促進 ○ 発達課題、障がい、疾病等の早期発見のため、乳幼児健康診査の高い健診受診率の維持、精度管理や医療機関等との連携強化
自立と 社会参加の 促進	教育・育成の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 切れ目のない一貫した相談支援、サービスを継続して提供できる体制の確保 ○ 学校等における教職員や障がいのない児童や保護者の理解促進
	雇用・就労、 経済的自立の 支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労移行支援や就労定着支援などの効果的な施策の実施 ○ 企業や一緒に働く人の理解促進や雇用環境の整備、就労定着・離職の防止 ○ 福祉的就労の場における工賃の底上げ
	社会参加・ 交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者が気軽に通いやすい居場所づくり ○ 障がい者の文化芸術に関する表現の場や創作・発表の機会の確保に繋がる取組、障がい者スポーツの振興に関する取組の促進
人にやさしい まちづくりの 推進	生活環境の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に立った施策推進 ○ 「高槻市バリアフリー基本構想」に基づく取組の推進 ○ 地域での福祉活動を担う人材の確保、地域で活動する各団体の連携促進
	生活安全 対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時における必要な情報の正確かつ迅速な伝達 ○ 避難生活における合理的配慮の提供 ○ 災害時要援護者支援体制のいっそうの整備、二次避難所(福祉避難所)の体制整備

⑤

施策展開の方向性と取組

今後の施策推進に向けた課題を踏まえて、本計画を推進するための進捗管理を行う、具体的な施策・事業名、内容を記載しています。

1 個人としての尊厳の尊重

- 障がい児者やその家族、介護者などが抱えるさまざまな相談ニーズに応じ、迅速かつ的確な相談支援が行われるよう、相談支援事業を実施するとともに、切れ目のない一貫した相談支援体制の充実を図ります。
- 障がい児者に対する虐待の未然防止、早期発見、早期対応について、関係機関が連携して取り組むとともに、障害者差別解消法や障害者虐待防止法、成年後見制度など、障がい児者の人権に関する法律や制度、支援機関について、あらゆる機会を通じた周知・啓発に努めます。
- 情報の取得に支援が必要な障がい児者に対し、障がい特性に応じた多媒体による情報の提供、情報アクセシビリティに配慮した情報発信等に努めます。また、日常生活において必要な意思の疎通が円滑に行われるよう、支援が必要な障がい児者に対する意思疎通支援の充実を図ります。

方向性		主な事業
相談支援の充実	専門的な相談支援体制の充実	基幹相談支援センター、障がい者相談支援事業、相談支援に関する補助事業、計画相談支援、地域相談支援、障害者差別解消法に基づく相談対応、精神疾患や精神障がいに関する医療連携・相談体制の充実、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援、障がい者相談員、障がい者生活支援事業、コミュニティソーシャルワーク事業の充実、自立支援協議会の充実など
	障がい児の相談支援体制の充実	障がい児相談支援、子育て相談、教育相談、スクールソーシャルワーカーの配置
権利擁護・啓発の推進	権利擁護事業の推進	障がい児者虐待事案への対応、成年後見制度利用支援、日常生活自立支援事業
	各種啓発の推進	権利擁護に関する周知啓発、福祉教育の推進と充実、精神疾患に関する理解促進、広報・啓発資料による人権意識の高揚、職員出前講座、市職員への研修の充実、社会参加促進事業、心のバリアフリーの推進
情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	情報アクセシビリティの向上	広報媒体における配慮・利便性の向上、日常生活用具給付等、情報・資料の収集提供、防災情報の伝達、緊急情報システムなどの充実、対面朗読サービス、郵送貸出サービス
	意思疎通支援の充実	意思疎通支援事業、手話の普及啓発、意思疎通支援事業養成研修、障がい者生活支援事業（手話通訳）、盲ろう者への通訳派遣、入院時コミュニケーション支援事業

2 地域における生活支援の充実

- 切れ目のないきめ細やかな支援ができるよう、子育て、教育、医療、福祉、就労、介護等、各ライフステージに関わるあらゆる分野の連携を強化し、障がい福祉サービス等の生活支援施策の適切な提供を行います。
- サービスの質の確保・向上のため、従事者の専門研修受講や処遇改善、福祉人材の確保等、重度障がいへの対応を推進する事業者への支援に努めます。
- 地域において、障がい児者が必要な医療を必要なときに受けることができるよう、関係機関との連携のもと、医療体制の充実を図るとともに、障がい児者の健康の維持・向上に向け、健康づくりを推進します。また、障がいの程度に応じた継続的かつ総合的な治療・訓練を提供できるよう、関係機関との連携のもと、医学的リハビリテーション体制の充実を図ります。
- 大阪府との連携に努めながら、精神保健に関する医療・相談体制の整備や、精神疾患に関する理解促進を図ります。

方向性		主な事業
生活支援の充実	サービスの充実	高槻障がい福祉サポートネットワークの運用・充実、居宅介護、重度訪問介護、重度障がい者等包括支援、在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス、補装具交付・修理、日常生活用具給付等、短期入所、日中一時支援、生活介護、自立訓練（生活訓練）、地域活動支援センターⅠ型、デイサービス事業（地域活動支援センターⅡ型）、地域活動支援センターⅢ型、共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助、手当の給付（障がい児）、手当の給付（障がい者）、障がい基礎年金の制度の周知
	サービスの提供体制の整備	事業所の計画的な整備促進、従事者研修費の助成・情報提供、障がい者福祉施設整備費補助事業、事業所の指定及び指定事業所等への指導、児童発達支援事業所等への指導、重度障がい者等への支援の充実
保健・医療の充実	保健医療体制の充実	障がい者健康管理事業、障がい児（者）口腔保健事業、乳幼児健康診査、精神疾患や精神障がいに関する医療連携・相談体制の充実、難病患者の療養支援、療養介護、自立訓練（機能訓練）、デイサービス事業（地域活動支援センターⅡ型）、訓練専門員配置体制支援事業
	医療費に係る経済的助成・負担軽減	重度障がい者医療費助成事業、自立支援医療（育成医療）、自立支援医療（更生医療）、自立支援医療（精神通院医療）、小児慢性特定疾病医療費助成制度、精神・結核医療給付金

3 自立と社会参加の促進

- 障がい児の発達を支援する観点から、身近な地域で支援が受けられるよう、療育体制の充実に向け取り組むとともに、障がいの早期発見や療育の開始に向けた関係機関との連携強化を図ります。また、児童福祉法に基づくサービスを中心に、子どもの成長過程や利用ニーズに応じたサービスの充実を図ります。
- より多くの障がい者が、労働によって経済的に自立するとともに、意欲や適性、能力に応じた働き方を選択し、自信や生きがいをもって働き続けることができるよう、引き続き、一般就労への移行等に向けた取組を実施します。
- 共生社会の実現に向けて、障がいのある人とない人が共に日常的に交流する機会の創出等を図るとともに、障がい者を含む全ての人が安全で安心して利用・活動できるように環境の整備や維持管理を行います。

方向性		主な事業
教育・育成の充実	療育・障がい児支援の充実	療育相談、地域子育て支援拠点事業、乳幼児療育事業、3歳児親子教室、学童保育室での障がい児保育の充実、療育センター機能の充実、児童発達支援事業、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障がい児支援の提供体制の整備等、ペアレントトレーニング、人工内耳装置等購入費助成、短期入所、日中一時支援など
	特別支援教育の充実	特別支援教育の内容の充実、教職員への研修の充実、学校施設・設備の整備、通学等の移動の支援、進路指導の充実と進路保障の確立、障がい児進路選択支援事業
経済的自立の支援 雇用・就労	一般就労・障がい者雇用の推進	就労移行支援、就労定着支援、民間企業の障がい者雇用の促進、市・市関係機関における職域開発等の検討、障がい者就業・生活支援センターとの連携、障がい者雇用奨励金制度、障がい者就労雇用問題懇談会、障がい者雇用相談、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援
	福祉的就労機会の確保	就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、障害者優先調達推進法に基づく取組、障がい者庁内職場実習、総合評価方式入札制度の推進
社会参加・交流の促進	移動・外出支援の充実	行動援護、同行援護、移動支援、高槻市営バス乗車券、重度障がい者福祉タクシー料金助成、市立駐車場・駐輪場の利用料金の減免、自動車教習費助成、身体障がい者用自動車改造費助成
	交流の促進	講演会や講座開催による学習機会の充実、福祉講演会、地域における懇談会等の実施、障がい者成人講座、公民館での講座・講演会、社会参加促進事業、地域活動拠点の利用促進、地域の居場所・交流の場の利用促進
	文化芸術・スポーツの振興	文化芸術活動への支援、スポーツ・レクリエーション活動への支援、スポーツ教室の推進、福祉展、デイサービス事業（地域活動支援センターⅡ型）、図書館における文化活動の振興

4 人にやさしいまちづくりの推進

- 地域福祉活動やボランティア活動を推進します。また、地域で活動する各団体の連携の促進を図ります。
- 「福祉のまちづくり」の普及・理解促進を図り、誰もが安心して安全に移動できるまちづくりを推進するとともに、障がい者に配慮した住まいの整備・提供の拡充を図ります。
- 地域の団体等との連携・協力のもと、平常時及び災害時における災害時要援護者支援体制の整備をいっそう推進するとともに、災害発生後の適切で迅速な体制づくりに努めます。また、障がい者等の犯罪被害の未然防止を図るため、防犯対策の強化・充実に努めるとともに、地域における防犯活動を促進します。

方向性		主な事業
生活環境の充実に 充実	地域における福祉活動等の推進	ボランティア活動の推進、地域における人材の育成、市民公益活動促進、社会福祉協議会の活動への支援、施策・方針検討の場への参画の促進
	バリアフリーのまちづくりの推進	バリアフリー推進協議会等の運営、高槻市バリアフリー基本構想に基づく整備事業、市庁舎管理事業、違法駐車・放置自転車の解消に向けた取組、バス停留所の整備、公民館のバリアフリー化
	居住環境の整備・改善	重度障がい児者住宅改造助成事業、市営住宅におけるバリアフリー化の促進、住宅施策に関する情報提供、市営住宅における優先入居等の実施、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録等
生活安全対策の 推進	防災対策の充実	防災体制の整備、避難所での福祉的な配慮、防災情報の伝達、災害時要援護者支援、相談支援機関や事業所等との連携、地域での災害時要援護者支援活動の推進、難病患者の災害時対策、緊急情報システムなどの充実、救急医療情報キット配布事業
	防犯対策の充実	防犯対策、消費者被害対策

第2次高槻市障がい者基本計画《概要版》

令和3（2021）年3月発行

高槻市 健康福祉部 福祉事務所 障がい福祉課

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 電話(072)674-7164 FAX(072)674-7188